

チャータースクールをめぐる保護者の学校選択行動

Parental School Choice: Case for Charter Schools

寶來敬章

Takaaki Horai

(要約)

本稿は、チャータースクールを事例として保護者の学校選択行動から、制度として期待されている学校選択の特徴や学校間競争の課題を明らかにすることを目的としている。関係者のインタビューデータの分析から、学校選択の拡大や学校間の競争を活性化させることができることが期待されているチャータースクールをめぐる学校選択行動は、積極的に学校選択を利用する、いわば制度に沿うような意識を持ち、教育意識が高いと思われる保護者や生徒がチャータースクールの経営戦略などにより、排除されてしまうという逆説的な現象を明らかにした。

(キーワード)

チャータースクール、学校選択、学校間競争

1. はじめに

本稿の目的は、筆者が 2007 年にカリフォルニア州で行ったフィールドワークにおいて収集したデータに基づいて、チャータースクールに通う生徒・保護者の学校選択の実態とチャータースクールの競争意識の有無を検討することである。そして学校選択をめぐる課題についての知見を提供することである。

長い間アメリカの公教育は批判され、改善が要求されてきた。公教育改革の必要性が高まり、公的機関による学校運営の非効率性や生徒の低達成が改善されないことを契機として、1991 年にミネソタ州で全米初のチャータースクール法が制定された。2016 年現在では、チャータースクールは全米で 6800 校(40 州とワシントン D.C.)運営され、約 300 万人が在籍している¹。

チャータースクールがその制度上で期待されている役割の一つに、学校選択の拡大と公立学校間の競争の活性化による公立学校教育全体の質の向上が挙げられている²。具体的には、チャータースクールは公立学校でありながら、他の公立学校とは異なり居住区によって学校が割り当てられることはない。例え既存の学区を越えた地域に居住していても、保護者や生徒が希望する学校を選択することが可能なのである。そのように保護者や生徒が自由に学校を選択する中で、それぞれの学校に対して生徒獲得に関する危機意識を与える。そして結果として、学校間での生徒や資金獲得の競争を通じた教育全体の質を上げようとする役割を担っているのである³。

それでは、チャータースクールの学校選択に関する議論においては、どのようなことが問題関心となっているのか。チャータースクールの学校選択をめぐる議論において主に注目されるのが、これまでの学校選択の議論と同様に、それが生徒の利益(benefit)になるのかどうかという点である。そしてその利益とは、これまで恵まれない環境から抜け出すことが困難だった生徒達の学業達成の向上であるとされている。つまり学校選択の拡大や学校間競争が質の向上を実現しているかどうかという点である。もちろ

んこの議論には多数の先行研究があり、賛否両論分かれているのが現状である⁴。これらの先行研究におけるチャータースクールの評価に関しては、主に学業達成に関する試験の結果や保護者や生徒の満足度などに関して、様々な指標や方法などを用いながらチャータースクール自身を対象にしている。また、それらの数値化されたデータは、量的方法を用いながら他の公立学校などと比較検証され、重要な知見を提供している。

表1 調査対象者プロフィール

対象者番号	身分	性別	年齢	人種
A学校				
01	校長	女性	52歳	アジア
02	保護者(第2学年男子)	女性	34歳	ヒスパニック
03	保護者(第4学年女子)	女性	38歳	ヒスパニック
B学校				
04	第3学年担任	男性	33歳	黒人
C学校				
05	校長	女性	44歳	白人
06	保護者(K男子, 第4学年男子)	女性	33歳	白人
07	保護者(K男子, 第3学年女子)	女性	35歳	白人
08	保護者(第3学年女子)	女性	39歳	白人
D学校				
09	校長	女性	36歳	ヒスパニック
10	生徒(第8学年)	男性	14歳	アジア
11	保護者(第6学年男子)	女性	42歳	ヒスパニック

調査期間に入手したデータをもとに作成

しかしながら、その「出口」部分に注目することの意義を承認しながらも、それとは異なる視点を持つことの重要性を主張している研究もある。例えば Bettts et al.(2006)⁵は、学校選択や競争の効果、教育全体の質の向上をめぐるこれまでの議論が、過度に数値化された学業達成の結果や変動に注目しており、学校選択や競争の活性化の過程が「ブラックボックス(black box)」のまま(p. 6)であると指摘する。また、Andre-Bechely (2005)⁶は、学校選択に関わる保護者のあらゆる活動を「チョイスワーク(choice work)」(p. 269)と呼び、それらの検討の必要性を主張している。これらの研究が主張する学校選択や競争をめぐる議論において重要なことは、「出口」部分への注目だけでなく、「入口」部分への注目も同様に必要であるということである。

つまり、学校選択に関わる保護者や生徒、学校関係者などの具体的な学校選択行動(選択理由や入学の実現など)に注目してそこから学校選択の現実を描き出すという視点の重要性を示唆しているのである⁷。このように、学校選択をめぐる「入口」部分へ注目することで、「出口」評価を重要視する新自由主義的教育改革に対して新たな視点を提供できるものと考える。

そこで本研究は、学校選択に関わる人々の現実や社会的文脈を詳細に検討するためには質的方法による調査が適当であると判断し、学校選択をする側である保護者を中心に行なったインタビュー調査から、学校選択を行う上での保護者や生徒の背景や実態行動を描き出す。また同時に、選択される側である学校関係者へのインタビュー調査から、政策意図として期待される他校との競争意識や生徒獲得に対して

の活動の有無を明らかにする。そして、学校を選択する側である生徒・保護者の具体的な学校選択行動と選択される側であるチャータースクールの競争に対する姿勢を明らかにした上で、チャータースクール制度での学校選択の問題を指摘することを目的とする。なお、本稿で分析するデータ⁸は、チャータースクールの学校関係者と保護者、州教育省と連邦教育省のチャータースクール部局職員らのインタビューデータもしくは発言を書き留めたフィールドノートである。フィールドワークは2007年3月12日から同年5月14日までの間、主にカリフォルニア州のロサンゼルスとサンフランシスコにて実施した。本稿で分析したインタビュー対象者概要は上の表1の通りである。

2. チャータースクール法

周知のとおり、アメリカは様々な制度や規定が州や地域によって大きく異なっている。つまり教育制度や学校教育を取り巻く環境も州や地域で大きく異なっている。チャータースクールも同様に、州や地域により認可可能な学校数やチャーター授与機関のタイプ、資金配分の経路、教員の身分などあらゆる項目で差異が確認できる⁹。ここでは、調査対象地域として設定されたカリフォルニア州のチャータースクール法を概観する。具体的に学校選択や生徒の選抜に関する項目に注目して、カリフォルニア州のチャータースクールがどのような制度設計により設置・運営されているのかを確認する。

カリフォルニア州チャータースクール法の学校選択に関する項目は下の表2で示した。

表2 チャータースクール法における学校選択項目(2012年4月現在)

項目	内容
教員・生徒	
・入学資格	・問わない。
・入学の優先順位	・各学校の自由であり、身内がすでに入学している場合や近隣住民を優先的に入学の許可をしてもよい。当該地域の人種の比率と同等にする。
・危機的状況(at-risk)にある生徒の入学	・積極的に受け入れる
・定員超過時の選抜方法	・学力や経済的状況などで選抜してはいけない。くじ引きが一般的であり、公平性を保つこと。

Center for Education Reform ホームページより筆者作成

チャータースクール法の中での学校選択に関する規定では、入学資格に関して州内のあらゆる生徒が制度上では、全てのチャータースクールを選択可能となっている。そして生徒の選抜に関して、アメリカの公立学校は基本的に生徒の選抜をすることは許されていない。したがって、入学希望者を可能な限り入学させなければならない。しかし、入学希望者が超過した場合に、どのような生徒が入学の許可が降りるのか、または降りないのかを学校が決定する際の優先順位を設定することは可能となっている。カリフォルニア州チャータースクール法では、近隣（通学区域内）に居住する生徒、兄弟の有無、人種バランスの調整などという規定がある。また、経済的に恵まれない家庭の生徒や学習において特別なニーズが必要だと判断された生徒も優先順位が高いといえる。入学希望者が当該学年の定員を超過しなけれ

ば、全ての生徒の入学が許可されるものの、超過すれば上記の優先順位にしたがって入学者が決定される。その際に入学許可が降りなかつたものに対して次年度以降の入学の可能性を残す待機者リスト(waiting list)が作成される。これは、対象学年において空きが出た場合に、学校が待機者リストより入学希望者を無作為に抽選で選び入学者を補填するというものである。一般的に待機者リストの人数は、その学校に人気を示す一つの指標とされている。

3. 保護者・生徒の選択行動

上述したように、チャータースクールには学校選択に関する生徒や保護者の積極的な関与や、公立学校間競争を活性化することを通して、教育の質を向上させていくということが制度上期待されている。それでは、調査校に通う生徒や保護者は、実際にどのような意識の下で学校を選択しているのだろうか。調査の結果、調査対象者は、チャータースクールを選択した理由を以下のように挙げている。

「この学校を選択した際は、最も近くにあったので選択しただけだったと思います。……おそらく他の保護者の多くも同じだと思いますよ。」(対象者 03 インタビュー記録 2007 年 3 月 15 日)

「自分がこの学校を選んだというより、親がこの学校を選んだ。近所の子どもも通っているし、家の近くにあるから。」
(対象者 10 フィールドノーツ 2007 年 4 月 10 日)

「一般的には、多くの人は最も近隣にある学校を選択する傾向があると思います。もし自分の子どもにふさわしいと思う学校が家から何マイルも遠くにあって、送り迎えに車で片道 1 時間以上かかるような学校だとしたら、その学校を選択する人はほとんどいないと思いますよ。……優先順位としては、まず家からの距離だと答える人が最も多いでしょう。」(対象者 11 インタビュー記録 2007 年 4 月 10 日)

1、2 番目の発言からは、保護者が自分の子どもが通う学校を選択する際には、交通の利便性が最も大きな理由となっていることがわかる。さらに、3 番目の発言からは、学校を選択する際には最も近隣にある学校を選択する傾向があることに加えて、たとえ自分の子どもにふさわしいと思える学校があった場合でも、一定程度家からの距離が遠くなると、結果的には近隣にある学校を選択することが多いということを指摘する。これらは、学校が提供する教育が子どもにふさわしいという理由で学校を選択するというチャータースクールが制度上で期待されている役割とは異なり、多くの学校選択者が交通の利便性を重視する傾向があることがわかる。

しかしながらその一方で、近いという交通の利便性だけではなく、近所の評判を参考にするという保護者の意見もある。

「数年前にこの地域に引っ越してきました。……この学校を選択したのは家から最も近くにある小学校であることと、他の保護者の方からこの学校の評判を聞いて選びました。」(対象者 06 インタビュー記録 2007 年 4 月 18 日)

「このチャータースクールに関しては特に知りませんでした。……長女が以前この学校に在籍していたことがあるのですが、そのときは家から近かったからですね。それと近所の人からもこの学校はとても良い学校だと聞いたことが主な理由だったと思います。」（対象者 08 インタビュー記録 2007 年 4 月 18 日）

「近所に住む友人の子どもが以前通っていて、その友人にこの学校を勧められました。……自分の子どもを入学させるまではどんな学校なのか良く知りませんでしたね。」（対象者 02 インタビュー記録 2007 年 3 月 15 日）

「基本的に保護者が自分の子どもの学校を選択する際に最も重視することは、家と学校との距離だと思います。……または周りの人がその学校が良いと言っているのを聞いたからなど。……良い学校と言われたから自分の子どもにも良い学校と思うのです。」（対象者 07 インタビュー記録 2007 年 4 月 18 日）

上述の 4 つの事例で取り上げた保護者の発言で共通して特徴的なのは、自分の子どもが通う学校を選択する上で、交通の利便性だけでなく近所の評判も一つの理由となっていることである。つまり、家から学校までの距離だけでなく、少なくとも近所の評判という形で学校が提供する教育を考慮した上で、自分の子どもが通う学校を選択しているということである。しかし、4 番目の事例の発言の後半で指摘されているように、評判はあくまで評判であって、具体的に学校が提供する教育のどの部分が、またはどんなカリキュラムが自分の子どもにふさわしいのか、などという点までは深く追求しないという保護者の姿も一部で確認できる。

以上のことから、学校選択に関して学区制を採用しないことによる、生徒や保護者の学校選択に関する積極的な行動はそれほど確認することはできない。具体的には、調査校の保護者は、家から近いという交通の利便性や、交通の利便性に加えて近所の評判などが理由になっている。そしてその内で全て共通していることは家から近いということである。つまり調査校では、生徒や保護者が学校を選ぶ際に近隣にある学校を選択する、または希望する学校が遠すぎれば選択しないという前提が存在しており、チャータースクール制度による学校選択の自由化はあまり関係がなく、生徒や保護者が学校を選択する際には、選択可能な範囲に限界がある。

もちろん、これらの結果は先行研究での指摘とおおむね合致する。自分（または自分の子供）にとって、ふさわしいと思う学校があっても、選択可能な範囲を超えている場合、結局は近い学校に通う傾向が強いということである。調査校の事例からは、生徒や保護者が学区を越えたり遠方からの通学を決めたりすることで、よりふさわしいと思う学校を選択するだろうという制度上の期待とは必ずしも沿ってはいないと考えられる。

4. チャータースクールの競争意識

それでは生徒や保護者に選択される立場にある学校は、より多くの生徒を獲得する、または当該地域からの生徒の流出を防ぐために何かしらの活動を実施したり、ほかの学校に関する情報を収集したりす

るのだろうか。つまり、制度で期待されているように、学校同士の(特に近隣にある学校間で)競争関係が構築されているのかという点に注目する。調査の結果、学校を運営していく立場にある学校の校長や管理者は、生徒獲得に向けた活動や他の学校に関する情報の収集、または競争意識の有無について以下のように指摘する。

「遠方に住む人たちに対して、本校を選んでもらうために特別な活動をするということはほとんどしません。実際彼らが本校に入学しようとしても、残念ながらおそらく不可能だからです。」(対象者 9 インタビュー記録 2007 年 4 月 11 日)

「そもそも他の公立学校と生徒獲得の競争に関して、それほど重要視してはいません。……生徒を奪い合う？ 実際はそのような感覚はありません。」(対象者 05 インタビュー記録 2007 年 4 月 17 日)

まずははじめの発言をした対象者 9 によれば、学校が学区を越えて生徒獲得に向けた特別な活動を実施していないと話す。Ascher et al.,(2005)は、チャータースクールが生徒を獲得するには、チャータースクール側が地域社会に積極的に出向いて「選択されるための活動¹⁰」を実施することが必要だと指摘する。しかし、D 学校(対象者 9 の学校)では「選択されるための活動」をほとんど行なっていない。

また、2 番目の事例の対象者 05 は、他の学校と生徒を奪い合っている感覚があまりないと指摘する。これらの発言より、調査校では必ずしもより多くの生徒を獲得してその結果として配分される公的資金の獲得額を増やしていくことや他の公立学校を競争相手として認識しているわけではないことがわかる。

ではなぜ調査校は、より多くの生徒を獲得して公的資金を増やしていくことを学校運営上の重要な課題として位置づけていないのか。この点に関して調査校の学校運営に関わる校長や管理者は、待機者リスト(waiting list)の実態を挙げる。

「実際ほとんどすべての生徒はこの学校の近隣から通う生徒です。95%以上はそのような生徒でしょう。ですから、他の学区や遠くからこの学校へ入学を希望しても難しいでしょう。」(対象者 01 インタビュー記録 2007 年 3 月 16 日)

「対象学年は K から 12 学年まで提供している学校。全学年を通じての待機者リストは約 3,000 人に上り、多くが学区外からの希望者……実際に毎年そこから抽選で選ばれる生徒は数人程度。」(対象者 04 フィールドノーツ 2007 年 4 月 17 日)

「具体的には今年度の第 1 学年生の場合では、3 人の空きが出たので待機者リストから抽選で決定しました。……今はどの学年の定員も近隣から通う生徒でほぼ埋まっているので、待機者リストから選ばれる生徒はほとんどいません。」(対象者 05 インタビュー記録 2007 年 4 月 18 日)

これらの発言では、ほとんどの調査校において、入学希望者が定員を上回っており、待機者リストが作成されていることがわかる。そしていずれの学校でも、学校経営に関わる校長や財団職員は学校の近隣に住む生徒で定員枠が埋まってしまい、生徒獲得に向けた特別な活動をする必要がないと考えている。

以上のことから調査校では、制度上で期待されているように、より多くの生徒を獲得して公的資金を増やそうとしているわけではないことが窺われる。学校を運営していく立場にある調査校の校長や学校運営機関である財団職員は、例年各学年の定員数(特に最小学年)が満たされているが故に、より多くの生徒を獲得して公的資金を増やしていくことや他の公立学校を競争相手として認識することを重要視していないと考えられる。

5. 考察と今後の課題

本研究では、調査校での学校選択に関しての生徒と保護者側、また学校側の具体的な意識や活動などの実態を主に検討した。そこで、以上のような調査校の現実と、制度で期待されている学校選択に関する役割とを照らし合わせるとどのようなことが明らかになるのか。それらを踏まえて、学校選択をめぐるチャータースクールの政策意図と調査校の実践との関係性を検討する。

まず、調査校の生徒や保護者が必ずしもそれぞれの生徒に見合った学校を学区に囚われずに選択しようとしているわけではないことを明らかにした。彼らは学校を選択する際、まず交通の利便性が最優先にあり、それを踏まえた上で生徒や保護者が移動可能だと考える範囲の中で学校を選択しているのである。それと同時に、調査校では、必ずしも地域住民に対して生徒獲得に向けた特別な活動を実施しているわけではないことも明らかにした。また、調査校の関係者の多くは学校存続に対する危機意識、他の公立学校に対しての競争意識をあまり持ってはいなかった。そしてその背景として、待機者リストの現状が挙げられる。つまり調査校では、そのほとんどで、多くの生徒が常に順番待ちの列を作っているという現実があるということである。

しかしながら調査校において、多くの名前が記載されている待機者リストが存在しているということは、学校側が、生徒の獲得という側面をそれほど重要視する必要がないことを意味しているだけではない。調査校の校長や保護者らのインタビューで指摘されていたように、待機者リストに記載されている人の多くは、学区外や遠方に住む人であると考えられる。つまり、学区外や遠方に居住している入学希望者は、選択した学校への入学が実現していないということである。そこで具体的に調査校に通う生徒や保護者の学校選択のパターンを検討すると、下の図のように分類できる。

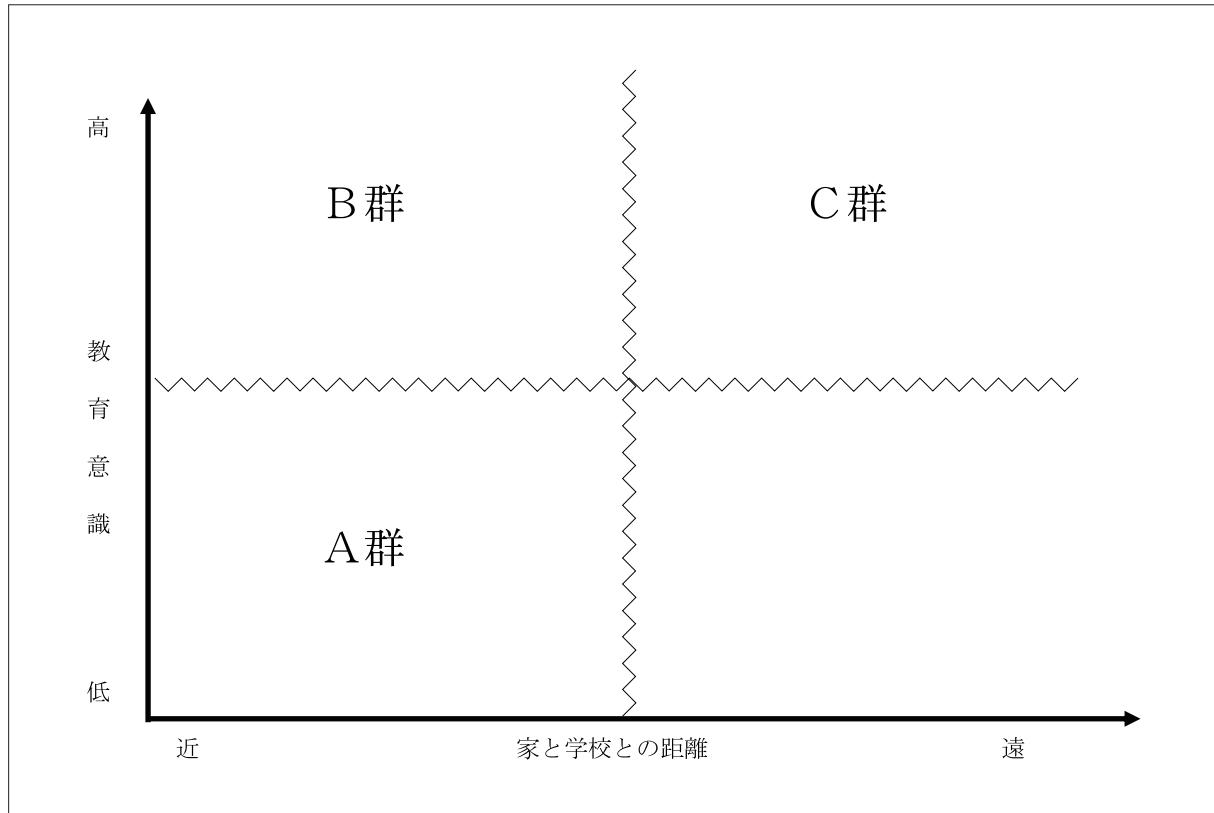


図 1. 調査校における保護者の学校選択のパターン

図 1 の直線縦軸は、各層が抱く教育意識の高さであり、上昇すればするほど学校を選択する際に学校が提供する教育内容を優先しているということである。一方直線横軸は、家と学校との距離を表しており、右側に行けば行くほど学校を選択する際に家からの距離が遠くても学校へ通うことを優先するということである。さらに、波線縦軸は、家から近隣の学校を選択するか遠方の学校を選択するかという境界線であり、学校を選択する際における距離の限界を示している。この境界線は同時に、左側の学区内(近隣)であるか、右側の学区外(遠方)であるかという、学区の境界線としても想定できる¹¹。そして波線横軸は、学校が提供する教育内容を考慮する度合いの境界線であり、境界線より上側が制度で期待されているように学校が提供する教育内容を他校と比較したり、自分の子どもにふさわしいかどうかを検討するなど、学校選択において教育内容を意識している層であり、境界線より下側は、学校選択においてそのような意識が希薄である層といえる。

この図の中での A 群の学校選択者とは、学校を選択する際に教育的関心がそれほど高くなく、家から近いという理由が最も大きな理由になっているという特徴を持つ(対象者 03,10,11)。つまり、この群の学校選択者は、学校が提供する教育内容が具体的にどのような内容なのか、また自分の子どもにふさわしいのかなどを特に意識せずに、単純に学校と家との距離が、学校を選択する際のインセンティブになっているのである。

また、B 群の学校選択者は学校が近所にあることと、学校が提供する教育的側面の両方をある程度重視した上で学校を選択しようとする(対象者 02, 06, 07, 08 など)群であるといえる。この群の学校選択者は、学区内(または近隣)という前提の下で学校を選択することを希望しているということから、上述

の対象者 11 が指摘するように、移動可能な範囲が限定されている。また一方で、その範囲を超えた場合には、希望する学校を選択しない可能性を秘めていることも特徴である。

そして本調査において、A 群と B 群の学校選択者で共通している点は、家から近い学校を選択しているということだけではなく、結果として入学が実現しているという点である。

また、C 群の学校選択者は、家から学校までの距離が遠いにも関わらず、学校が提供する教育内容を重視している。この群の学校選択者は、学区内(近隣)に希望する学校が無い可能性が高く、また学区外(遠方)からでもふさわしいと思う学校への入学を強く希望する、いわば制度で期待されている役割通りの行動をしている学校選択者であるといえるだろう。

さらに図 1 からは、状況に応じて、学校選択者による群間での移動可能性が指摘できる。つまり何らかの理由により、学校を選択する上でのインセンティブが変更するということである。具体的には、家から近いことを重視していたものの、学区内(近隣)にある学校の教育内容や成果を近所の評判を通して知ることで、よりふさわしい学校を選択するようになるという、A 群から B 群への移動の可能性は大いに考えられる。また、教育内容を重視しているものの、C 群のように学区外にしか希望する教育内容を満たす学校が無い場合には、当初の学校教育に対する目標を多少下げながら学区内の近隣にある学校を選択する場合(C 群から A 群)や、学区外に住む学校選択者が、そこから通うことよりも学区内から通うことを希望して、居住地を変更する(希望する学校がある学区内に引っ越してくる)場合(C 群から B 群)も同時に考えられる。実際にこれらの群間の移動は、本調査では確認できなかったものの、大いに可能性が考えられるだろう。

以上のことから、各群の特徴と調査校の学校選択の実態とを検討すると、家から近いという条件を学校選択する上で重要視する A 群と B 群の学校選択者が、特に入学の実現可能性が高いといえる。一方、C 群の学校選択者の場合では、A 群と B 群の学校選択者によって学校が設定する定員に達してしまうことで待機者リストに加えられているので、入学の実現可能性は低いということになる。しかし上述したように、C 群の学校選択者の場合では、希望する学校が学区内に無いことが前提となっているため、住む地域の変更をすることで B 郡の学校選択者として希望する学校への入学を実現する場合もあれば、希望する学校が無いながらも学区内の学校のどれかを選択する場合もある(調査段階では多くがこのケース)。つまり、A 群、B 群、C 群のそれぞれが、学校選択をする際に重要視することが異なっているものの、学校選択がどのように実現しているのかという点に注目すると、どの群にいる学校選択者も、それが望んだ学校であろうとそうでなかろうと、家から近いということが結果的に必要条件となっている可能性が高い。

調査校の生徒や保護者は、基本的に家から近いという理由によって通学する学校を選択する傾向が強く、これはチャータースクールが期待する学区外や遠方からふさわしいと思う学校を選択するという生徒や保護者像とは異なっている。調査校では、期待されているような生徒や保護者が、実際は選択できていないという逆説的な現象が起きている。また、調査校の多くは待機者リストを作成しており、これはその学校の人気を示す一つの指標になる。だが、これにより、生徒と公的資金獲得の競争を強いられていかないということは、チャータースクールが期待することとは異なる。つまり、市場原理の特

徴である選択と競争という両側面は、調査校ではそれほど助長されていないという現実がある。

これまでのチャータースクールの学校選択に関する先行研究で主に問題関心とされてきた、学業達成や学校関係者(生徒、保護者、教育者など)の満足度などといった「出口」に注目すると、調査校は優秀な成績を修めている。学業達成に関しても高得点を維持し、インタビューした保護者だけでなく学校関係者側の当該学校に対する満足度も大変高いものだった。そのような意味では確かに、調査校は「出口」に関しては大変成功している事例といえる。しかしながら、「出口」に注目すると、実際は調査校における消極的な学校選択者の行動も学校側の競争意識の欠如もそれほど明らかにならなかつたかもしれない。

チャータースクール改革は、優秀な生徒のみをすくい上げ、高い学業達成を実現するような恩恵を受けているのは階層の高い一部の人間であるという批判は、これまで数多く主張してきた¹²。結果的にチャータースクールは、以前よりも人種間や階層間の学業達成の格差を生み出し、擬似的な市場化を促進しているだけである。だが、調査校での「入口」への注目から、積極的な学校選択者が排除されてしまっていることなどを鑑みると、その「入口」部分においても、擬似的な市場化という現象が起きている可能性は高いといえる。

チャータースクールは学校運営において公的機関から自由を得ることが大きな特徴である。そして自由であるがゆえに自分たちの基準を作り、結果として政策意図通りの学校選択行動をする層が最も入学が実現することが困難になり、排除されている可能性はないだろうか。いわば、「学校選択のパラドクス」とでもいえる現象が政策意図と実践の間で生じているのではないだろうか。

最後に今後の課題として、以下4点を挙げる。

まず、1点目は、現在多様化するチャータースクール実践の中で、取り上げた学校が非常に限定的であること。チャータースクールは制度上独自の教育目標を設定・採用したり、財政的自律性も有している。したがって、多様な教育実践を実施しているチャータースクールにおける学校選択行動を検証する必要がある。その際に、質的方法を用いたアプローチだけでなく、質問紙調査などのような量的調査による実証が必要であると思われる。

2点目は、学校選択者の属性である。学校選択者に関して具体的な意識や活動にのみ注目したので、彼らの教育的背景や経済状況、社会経済的地位などを考慮した上で多面的な検討がなされていない。これらの属性や特徴を踏まえた上で検討によって「出口」だけでなく、「入口」に注目した研究が必要である。

3点目として、チャータースクールが獲得する資源についてである。アメリカの公立学校は生徒一人当たりに配分される公的資金の額が決まっている。この公的資金をめぐる具体的な財政的な面での競争の様相を検討する必要がある。それと同時に、公的資金の獲得に加えて私的資源(金銭的、物的)の獲得の実態も検討する必要がある。これは、財団や企業などによる寄付や後援会からの支援などを獲得するチャータースクールがかなり多く、そのような私的資源と公的資金との関係性も学校選択や学校間競争にどのように影響しているのかを明らかにしなければならないだろう。

[註]

- 1 Center for Education Reform ホームページ (<https://www.edreform.com/home-page/>) より。アクセス日時 2016年 10月 23 日。
- 2 Thomson West 2006, CALIFORNIA EDUCATION CODE : 2006 Desktop Edition, Thomson West.
- 3 Hassel, Bryan C. 1998, "Charter School: Politics and Practice in Four States", Hassel, Bryan C, and Peterson, Paul E, Learning from School Choice, Brookings Institution Press.
- 4 Booker, Kevin, Scott M. Gilpatrick, Timothy, Gronberg, and Denis, Jansen, 2004, Charter School Performance in Texas, Texas A&M University. Sass, Tim R. 2004, "Charter Schools and Student Achievement in Florida", Education Finance and Policy, American Education Finance Association, Vol. 1, No. 1, pp. 91-122. Holmes, George M., DeSimone, Jeff, Rubb, Nicholas G., 2003, Does School Choice Increase School Quality?, NBER Working Paper, No. 9683, Cambridge : National Bureau of Economic Research など。
- 5 Betts, Julian R, Loveless, Tom 2006, Getting Choice Right: Ensuring Equity And Efficiency in Education Policy, Brookings Institute Press.
- 6 Abdre-Bechely L. 2005, "Public School Choice at the Intersection of Voluntary Integration and Not-So-Good Neighborhood Schools: Lessons from Parents' Experience", Educational Administration Quarterly, Vol. 41, No. 2, pp. 267-305.
- 7 これまでの日本でのチャータースクールの学校選択に着目した研究としては、佐々木(2000)による『カリ福ルニア州学校選択制度研究』風間書房、や湯藤定宗(1998)「チャータースクールにおける父母の学校選択と学校参加」『教育学研究紀要』44(第1部)pp.368-373 中国四国教育学会がある。
- 8 本稿で提示するインタビュー記録及びフィールドノーツから引用は、以下の凡例に基づいている。
凡例：下線部は筆者による強調。[=]は補足説明、発言中の…前後の発言の省略、引用後の（ ）は対象者、データの出所、記録した年月日である。
- 9 Gill, Brian P., Timpane P. Michael, Rose, Karen E., Brewer, Dominic J. 2001, Rhetoric Versus Reality What We Know and What We Need to Know About Vouchers and Charter Schools, Rand.
- 10 Ascher, Carol and Wanba, Nathalis 2005, "An Examination of Charter School Equity", Scott, Janelle T. ed, School Choice and Diversity What the Evidence Says, Teachers College Press, pp. 77-92. 具体的には、学齢期の子どもがいる各家庭に対してダイレクトメールの送付や地元の新聞に広告の掲載、地域で催される行事(フェスティバルやフリーマーケットなど)での宣伝活動をなどが挙げられる。
- 11 カリフォルニア州チャータースクール法の中で言及されているように、チャータースクールは、入学許可の優先順位を設定することが可能である。その一つに、学区内に住む生徒が優先されることから、この境界線の左右を学区内と学区外とに区分することは可能であると思われる。
- 12 Scott, Jenelle, and Holme, Jennifer, Jellison 2002, "Public Schools, Private Resources : The Role of Social Networks in California Charter School Reform", Wells, Amy S, Where Charter School Policy Fails The Problems of Accountability and Equity, Sociology of Education Series, Teachers College, pp. 102-128. Wells, Amy Stuart, 1998, Beyond The Rhetoric of Charter School Reform A Study of Ten California School Districts, UC

LA Charter School Study. など。